

大阪市水道局告示第25号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月22日

大阪市水道局長 坂本篤則

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
大阪シティ 信用金庫	八尾北支店	変更前	大阪府八尾市久宝寺2丁目4番 57号	令和8年4 月27日
		変更後	大阪府八尾市久宝寺2丁目4番 49号	

(水道局総務部経理課)